年　　　月　　　日

　秋田県知事　　　　　　あて

 麻薬中毒者医療施設

　　　　　　　　　　　　　　　　 所在地

 名称

 　　　　 管理者氏名　　　　　　　　　　　　印

措置入院の継続（入院期間の延長）について（通知）

　麻薬及び向精神薬取締法第５８条の８第２項（第５８条の９第２項において準用する同法第５８条の８第２項）の規定により、次のとおり入院を継続（入院期間を延長）する必要があるので通知します。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな |  |  |  |
| 氏　　　名 |  |  男・女 |  　 年　 月　 日生（　　歳） |
|  |  |  |  |
|  |  |
| 住　 所 |  |
|  |  |
|  |  |  |
| 入院し |  精神保健指定 |  |
|  |  医が認めた措 |  　年　 月　　日から　　年　 月　　日まで |
| ていた |  置入院 |  |
|  |  継続（延長） |  |
| 期間 |  入院 |  　年　 月　　日から　　年　 月　　日までで |
|  |  |  |
|  |  |
|  必要と認める入院期間 |  　年　 月　　日から　　年　 月　　日までで |
|  |  |
|  |  |
|  理　　由 |  |
|  |  |
|  |  |